

## 2) 陸上植物（土地又は工作物の存在及び供用）

### (1) 事後調査を行うこととした理由

農道付け替え部周辺及びターミナル周辺の樹林地は、現況の林内が土地改変に伴い林縁部となることにより、農道付け替え部のカワリバアマクサシダ、ターミナル周辺のカワリバアマクサシダ、ヒジハリノキ、アコウネツタイランの生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、伐採に伴い新たな林縁部が生じる樹林地については、林縁部の植生（マント・ソデ群落）の早期回復に努めるため植栽を行うとともに、植栽には可能な限り現地の植物を用いることとする。ただし、植栽後の活着状況について、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を行う。

### (2) 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法は以下のとおりである。

項目	植栽した株の活着状況
調査地点・範囲	植栽箇所
調査時期等	調査期間は工事直前から3年程度（植栽後の状態が安定した時点で終了）までとする。 調査時期としては植栽後1年間は月1回程度とし、その後状況に応じて見直し、最低年に2回。
調査方法	植栽した株の活着状況を調査し、必要に応じて生育環境の改善（土壌養分、土壌水分、日射条件等）を行う。

### (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査委員会（仮称）を設置し、指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る。